

第6章 総合評価

計画段階配慮事項として、1 騒音（工事の実施：資材等運搬車両の走行）、2 大気質（存在及び供用：施設の稼働）、3 景観（存在及び供用：施設の存在）の3要素を選定し予測・評価した結果、大気質について明確な傾向はみられなかったが、景観については、複数案による評価が異なることとなった。

なお、いずれの項目についても、重大な環境影響は生じないものと評価した。

総合評価は表6-1に示すとおりである。

表6-1 総合評価（騒音（工事の実施：資材等運搬車両の走行））

複数案	A案	B案
	煙突位置 南側配置案	煙突位置 西側配置案
総合評価	計画施設の工実施時（西部資源化センター、西部工場の解体時）における解体工事関連車両の走行による影響について、複数案により差が生じることはないが、重大な環境影響が生じるものの可能性、環境保全の措置を検討する必要性を把握するため、県道561号線（周船寺有田線）において代表地点を設定して予測を行った。 その結果、騒音レベルについては現況と工実施時で差はみられず、環境基準（70dB）と比較しても、これを下回る結果（69dB）であったことから、重大な影響は生じないものと評価する。	

表6-2(1/2) 総合評価（大気質：年平均値（存在及び供用：施設の稼働））

項目	ケース	煙突高さ	寄与濃度	バックグラウンド濃度	将来濃度	日平均値	環境基準
			年平均値				
二酸化硫黄 (ppm)	A-1	80m	0.00073	0.002	0.00273	0.007	1時間値の1日平均値が0.04 ppm以下
	A-2	100m	0.00051		0.00251	0.007	
	B-1	80m	0.00073		0.00273	0.007	
	B-2	100m	0.00051		0.00251	0.007	
窒素酸化物 (ppm)	A-1	80m	0.00242	0.010	0.01242	0.022	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下
	A-2	100m	0.00171		0.01171	0.021	
	B-1	80m	0.00242		0.01242	0.022	
	B-2	100m	0.00171		0.01171	0.021	
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	A-1	80m	0.00024	0.019	0.01924	0.043	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下
	A-2	100m	0.00017		0.01917	0.043	
	B-1	80m	0.00024		0.01924	0.043	
	B-2	100m	0.00017		0.01917	0.043	
ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	A-1	80m	0.00242	0.010	0.012	—	年平均値が0.6 pg-TEQ/m ³ 以下
	A-2	100m	0.00171		0.012	—	
	B-1	80m	0.00242		0.012	—	
	B-2	100m	0.00171		0.012	—	
水銀 (μg/m ³)	A-1	80m	0.00061	0.0014	0.0020	—	年平均値が0.04μg/m ³ 以下
	A-2	100m	0.00043		0.0018	—	
	B-1	80m	0.00061		0.0020	—	
	B-2	100m	0.00043		0.0018	—	
影響の程度 (複数案間における比較・評価)			すべての予測項目で煙突高さ80mのほうが、煙突高さ100mと比べ寄与濃度が高くなる傾向がみられたが、将来濃度（年平均値、日平均値の2%除外値又は年間98%値）は同程度となった。				
環境基準との整合性			すべての予測項目で、いずれの案も環境基準を下回った。				

注：窒素酸化物について、日平均値の年間98%値は二酸化窒素に変換したものである。

ダイオキシン類、水銀については、環境保全目標が年平均値であるため日平均値に換算していない（「—」）。

表6-2(2/2) 総合評価（大気質：1時間値（存在及び供用：施設の稼働））

区分		将来濃度	環境基準等
ケース A-1 B-1 煙突高 80m	二酸化硫黄 (ppm)	0.043	1時間値が0.1ppm以下
	二酸化窒素 (ppm)	0.096	1時間値が0.1ppm以下 1)
	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.103	1時間値が0.2mg/m ³ 以下
ケース A-2 B-2 煙突高 100m	二酸化硫黄 (ppm)	0.042	1時間値が0.1ppm以下
	二酸化窒素 (ppm)	0.091	1時間値が0.1ppm以下 1)
	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.103	1時間値が0.2mg/m ³ 以下
影響の程度 (複数案間における比較・評価)		煙突高さ80mの場合と煙突高さ100mの場合の将来濃度に大きな差はみられなかった。	
環境基準等との整合性		すべての予測項目で、いずれの案も環境基準を下回った。	

注:1) 環境基準の改定について（昭和53年7月17日環大企262号）において、短期暴露（1時間暴露）として0.1～0.2ppmとされていることをふまえ設定した。

表6-3 総合評価（景観（存在及び供用：施設の存在））

複数案	A案	B案
	煙突位置 南側配置案	煙突位置 西側配置案
評価	<p>複数案に係る景観に対する影響の程度の評価結果は、A案（南側配置案）の方が、B案（西側配置案）に比べ、圧迫感は受けにくく、また、煙突高さも80mの方が100mに比べ圧迫感は受けにくいと評価した。</p> <p>また、本事業は「第2章 8 環境保全のための配慮事項」に示した規模・配置、形態・意匠、色彩に配慮することで、重大な環境影響はないものと評価する。</p> <p>なお、現有施設と比べて圧迫感等が大きくなる地点が存在する。そのため、事業の実施にあたっては、施設整備に係る基本計画や施設設計において施設の詳細を検討し決定する際に、周辺環境や土地利用との調和を図り、景観の保全等に配慮するとともに、工場棟の寸法についても縮小化に努めることにより、施設の存在に伴う影響を可能な限り回避・低減する。また、今後は、ここでの評価結果に加え、市民利用の安全性や利便性に基づく場内動線、経済性などを踏まえた配置を検討する。</p>	